

めざします。鈴鹿・亀山の地域企業の繁栄と社会への貢献

夏

2021

No.17

すずかめ

鈴鹿税務署長ごあいさつ
令和3年度 新役員名簿
各部会 活動報告

公益 鈴鹿法人会
社団法人

SuzukaKame

かけがえのない 物語を支えたい。

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

社員、家族、友人のために、支えたい。
力をあわせて、一生懸命働いている。
実は、日本の会社の99%は中小企業です。
そこに会社で生まれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り……。
つまり、それはいくつものかけがえのない物語。
大同生命は経営者向け保険のバイオネアとして、
そして、半世紀にのたりに、さまざまな中小企業とともに
歩んできたパートナーとして。
中小企業の経営に、事業承継に、万が一のときの自保に
これからの寄り添い、支えたいと思います。
現在、ご契約中にある企業数は約37万社。
この数は大同生命への信頼の証であり、責任の重さを物語ります。
大きな変化と迎えるこの時代には、会社を守り、
みんなが進んでいけるお家を守るためにできることも、
私には全力で取り組んでいます。



37万社の中小企業を支える責任。 **DJIDO 大同生命**

三重支社/三重県四日市市鶴の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F) TEL 059-352-2046

目次

- | | | |
|--------------------|--------------------------|------------------|
| 1 会長あいさつ | 9 令和3年度 事業計画 | 22 新モータースポーツから学ぶ |
| 2 鈴鹿税務署・着任ごあいさつ | 10 令和3年度 収支予算書 | 23 おうちde給食、パズル数独 |
| 4 第9回 定時総会 | 11 令和2年度 正味財産増減計算書 | 24 三重県警察コーナー |
| 5 三重県法人会連合会第9回通常総会 | 12 令和4年度 税制改正要望事項 | 25 大同生命 |
| 6 青年部会だより | 16 税務コーナー | 26 AIG |
| 7 女性部会だより | 18 エッセイ・わがまちウォーク街角ウォッチング | 27 アフラック |
| 8 役員名簿 | 20 歴史・名所・史跡 | 28 事務局だより・編集後記 |

会長あいさつ



公益社団法人 鈴鹿法人会
会長 岡田 信春

公益社団法人鈴鹿法人会広報誌「すずかめ第17号」の発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、常日頃から鈴鹿法人会の事業活動につきまして、深いご理解とご協力を賜りこの場をお借りして心から厚くお礼申し上げます。

第9回定時総会は昨年引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から規模縮小にて開催し、また、理事会は書面表決にて役員改選の承認をいただき、引き続き会長職を務めさせていただくことになりました。

あらためてよろしくお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症については会員の皆様も大変ご苦労されていることと思いますがワクチン接種が進んでいることに期待してこの新型コロナウイルス感染症が収束することを願うばかりです。

このような状況ではありますが支部長、委員長および部会長におかれましては各々の立場でリーダーシップを発揮していただき当会の運営と発展にご尽力をいただきますようお願いいたします。

昨年度は、当会の主な事業を中止せざるを得ませんでした。今年度は「親子税金クイズと映画鑑賞会」をはじめ『税に関する活動』及び『地域貢献活動』等々ぜひとも開催できることを願っているところです。

なお、青年部会および女性部会におきましては、小学6年生の児童を対象にしている「租税教室」を順調に開催していただいております。感謝する所です。

このような厳しい時代背景の中でこそ、鈴鹿法人会は今後も役員・職員一同、一致団結し当会の発展のために努力し、活動していく所存でございます。

皆様方の積極的なご協力とご支援を今後ともよろしくお願い申し上げます。

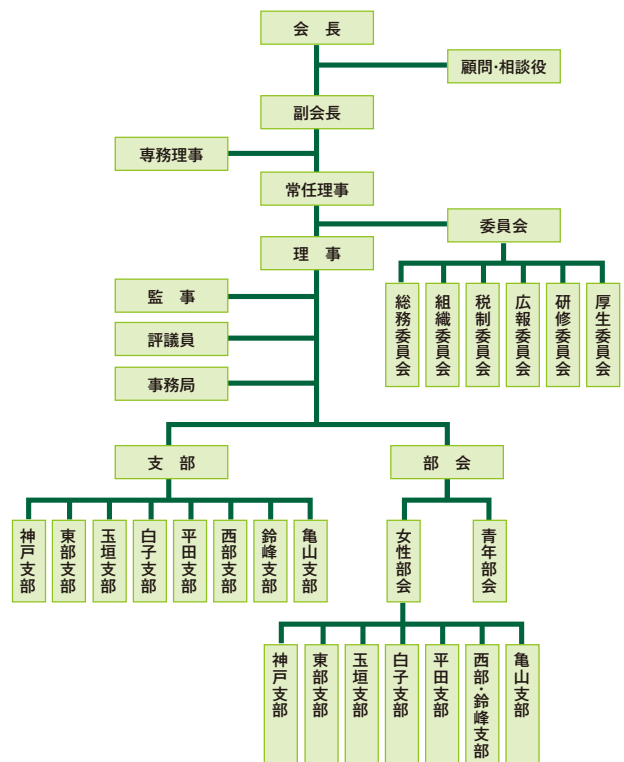
最後になりましたが、皆様方のご健勝ならびに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

会長・副会長及び常任理事・監事名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	法人名
会長	岡田 信春	三惠工業(株)
直前会長	田中 彩子	(医)誠仁会
副会長	近藤 博信	(有)鈴鹿ポーター
	樋口 勝幸	(株)葵
	飯田 隆典	(株)飯田鉄工
総務委員長	太田 秀典	(有)太田コンクリート
組織委員長	向井 なよ子	(株)ホンダ四輪販売三重北
税制委員長	森 通人	(有)マイドソフト
広報委員長	安田 克志	(株)ADI
研修委員長	村上 道哉	三重工熱(株)
厚生委員長	伊藤 洋一	中部高圧コンクリート(株)
神戸支部長	廣田 隆	近畿電設工業(株)
東部支部長	宮崎 福治	(株)宮崎商店
玉垣支部長	荻野 晃	(株)荻野建設
白子支部長	東口 大介	ブラウン開発(株)
平田支部長	阪田 朋成	(株)サカタ
西部支部長	永戸 秀樹	サンモーター(株)
鈴峰支部長	瀧本 隆弘	(有)浜本鋳金工業所
亀山支部長	服部 昌弘	(株)服部工務店
青年部会長	寺川 浩二	(株)スズカキャリアサービス
女性部会長	阿部 美千	(株)神戸ダイハツ
専務理事	近藤 悟	(公社)鈴鹿法人会
	北川 亨	(株)安全
監事	吉澤 茂	(株)ヨシザワ

鈴鹿法人会組織図



着任ごあいさつ

鈴鹿税務署長 山本 久美子



公益社団法人鈴鹿法人会の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から税務行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。私は、この度の人事異動により、名古屋国税局課税第一部審理課長から鈴鹿税務署長を拝命いたしました山本でございます。前任の木下署長同様よろしくお願い申し上げます。

三重県下の税務署での勤務は初めてとなりますが、当署管内は、名所旧跡や鈴鹿山脈をはじめとする多くの恵まれた自然環境の中にあつて、伝統ある歴史と文化に育まれた素晴らしい土地であると同時に、モータースポーツで国際的に有名なこの地で勤務できることを大変嬉しく思っております。

さて、公益社団法人鈴鹿法人会は「良き経営者を目指すものの団体」として、納税意識の高揚を図るための各種研修会を開催されるとともに、「親子税金クイズ」や「租税教室への講師派遣」などの事業を通じて積極的に租税教育に取り組まれるなど、数々の社会貢献活動を展開され、企業および社会の健全な発展に多大な貢献をされていると伺っております。

これもひとえに、岡田会長をはじめ役員の皆様の献身的なご努力と溢れんばかりの熱意、そして会員の皆様のご理解・ご協力の賜物であると深く敬意を表するとともに、今後も一層会員の輪を広げられ、魅力ある事業活動を積極的に展開されますことをご期待申し上げます。

税務署におきましては、引き続き「納税者サービスの向上」と「適正・公平な課税の実現」という使命を果たすとともに、e-Taxの利用促進や租税教育の推進、税知識の普及などに関して、法人会の皆様との連携・協力を図っていきたいと考えております。

ところで、令和5年10月の消費税インボイス制度導入に向け、本年10月1日から適格請求書発行事業者となるための登録申請書の受付が開始されます。

制度の円滑な実施に向けて、早期かつe-Taxによる登録申請をお願いしておりますが、事業者の皆様に制度の内容を十分に理解していただき、必要な準備を進めていただけるよう、説明会の開催などによる広報・周知に取り組んで参りますので、法人会の皆様にも、一層のご理解・ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、公益社団法人鈴鹿法人会の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念しまして、私のあいさつとさせていただきます。

ごあいさつ

法人課税第一部門
統括国税調査官 野田 孝一



鈴鹿署は2年目となります。昨年以上に皆様と一緒に法人会活動を盛り上げていきたい
と思います。

よろしく申し上げます。

鈴鹿税務署定期人事異動

(令和3年7月10日付発令 法人課税職員分)

《転出の部》(署内異動含む)

氏名	旧職名		新職名		
木下 純	署長		退官		
塚元 修	総務課	課長	局 調査部	調査審理課	課長補佐
玉井 和正	法人課税第一部門	上席国税調査官	局 査察部	査察総括第一課	主査
西岡 純一	法人課税第一部門	上席国税調査官	伊勢	法人課税第一部門	上席国税調査官
伊藤 浩	法人課税第一部門	国税調査官	四日市	法人課税第一部門	国税調査官
吉田 康博	法人課税第二部門	統括国税調査官	四日市	法人課税第二部門	統括国税調査官
別所 杏那	法人課税第二部門	国税調査官	四日市	法人課税第五部門	国税調査官

《転入の部》

氏名	新職名		旧職名		
山本久美子	署長		局 課税第一部	審理課	課長
太田 誠	総務課	課長	名古屋西	法人課税第一部門	統括国税調査官
門田 泉	法人課税第一部門	上席国税調査官	桑名	法人課税第一部門	上席国税調査官
山下 憲二	法人課税第一部門	上席国税調査官	津島	法人課税第一部門	上席国税調査官
佐藤 哲也	法人課税第一部門	上席国税調査官	伊勢	法人課税第一部門	上席国税調査官
大西 孝明	法人課税第二部門	統括国税調査官	津	法人課税第三部門	統括国税調査官
川面 育実	法人課税第二部門	事務官		新任	事務官

第9回 定時総会

(令和3年5月24日 事務局会議室にて)

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から規模を大幅に縮小して開催しました。

なお、会員企業の優良従業員の方々に、表彰状と記念品をお届けしました。



令和3年度 優良従業員表彰 ～ ご受賞おめでとうございます ～

優良従業員表彰			
(順不同・敬称略)			
杉野工業株式会社	一柳 充	三重コンドー株式会社	中井 博音
株式会社ヨシザワ	西河 祐樹	三重コンドー株式会社	南部 圭佑
医療法人誠仁会	竹内 理恵	三重コンドー株式会社	駒野 洋平
医療法人誠仁会	宇田 知代	有限会社プランタンさかきや	大畑 幸子
社会福祉法人けやき福祉会	別府 知典	株式会社亀山ショッピングセンター	西村 次雄
社会福祉法人けやき福祉会	安藤 嘉根	株式会社亀山ショッピングセンター	豊田 佳澄
サンコーロジテック株式会社	新川 隆美	株式会社ホンダ四輪販売三重北	稲田 雄大
鈴鹿インター株式会社	田中 篤史	株式会社オートモール	小林 幸二
鈴鹿インター株式会社	柴田 清香	株式会社ベストロジ三重	淵上 誠
三重コンドー株式会社	内田 忠純	東海罐詰株式会社	中川 四郎

ホームページにて情報公開

<http://suzuka-hojinkai.jp>

鈴鹿法人会

検索

よき経営者をめざす団体

公益社団法人
鈴鹿法人会

一般社団法人 三重県法人会連合会
第9回 通常総会

昨年に引き続き、総会の決議の省略及び総会への報告の省略により書面をもって議案のすべてが可決・承認されました。

なお、以下の方々が表彰規定により各賞を受賞されました。

|| 受賞者の方々 ||

公益財団法人 全国法人会総連合会長表彰

【全法連功労者】

【単位会功労者】



副会長 飯田 隆典 殿



理事 東口 大介 殿



理事 日置 尚代 殿

一般社団法人 三重県法人会連合会会長表彰

【役員功労】



理事 向井 なよ子 殿



理事 村上 道哉 殿



理事 西村 善行 殿

ピーク時間の
使用電力削減をめざします！

無理なく節電

お年寄りやお子様は熱中症に気をつけて！



部会長
あいさつ



今年度から青年部部会長を務めさせていただくことになりました、寺川でございます。 青年部会長 **寺川 浩二**

入会して16年目46歳で部会長を拝命し、佐藤直前部会長をはじめとして、歴代部会長、諸先輩方のご貢献を思いますと、身が引き締まる思いでございます。

コロナ禍での新年度スタートとなり、定時総会も最小限での開催となるなど、活動や行事が中止や縮小となる状況は今しばらく続くかと思われま

す。そのような中、今年度から理事役員は大幅に世代交代させていただき、新たな顔ぶれでの部会運営となります。今後の役員の方々のご活躍に期待しております。

具体的には、今年度から開催時期が早まり、4月から始まりました租税教室をはじめとして、『税に関する活動』及び『地域社会への貢献活動』に力を入れてまいります。またこれからベビーブーム世代の卒業が続き、会員数の減少が懸念されますので、新会員の入会を推進し、親睦ゴルフや定例会、懇親会など会員交流活動にも力を入れてまいります。皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

租税教室

2021年は、新型コロナウイルス感染症の感染が広がる中、各小学校が感染対策を十分に行って頂いたお陰で、鈴鹿・亀山市内12校の小学校で「租税教室」を合計32教室開催する事が出来ました。

各小学校校長を始め各校皆様のご協力誠にありがとうございました。

マスク・フェイスシールド等の着用の為、各講師の表情などが分かりづらく例年とは違う難しさがあると考えていましたが、毎年流行を取り入れた身近な画像、クイズ等を織り交ぜたパワーポイントによるスライド形式、そして一方通行にならないように授業の後半は児童によるディスカッションの時間を設け、流動的な授業を各講師が工夫し行った結果、手前みそながら、児童や教職員の皆様から高い評価を頂くことが出来ました。

今後とも、色々な変化が予想されますが、変化をチャンスと捉えることで時代等の変化に応じた持続可能な租税教室を開催していきます。

今後とも変わらぬお力添えをよろしくお願いいたします。

(税制委員長 吉田 直樹)



部会長
あいさつ



女性部会長 **阿部 美千**

法人会女性部会員の皆様には平素より事業活動にご協力とご支援を賜り、感謝申し上げます。

公益社団法人として早9年目を迎える法人会の事業活動は定着してまいりました。

主な活動に、夏休み親子映画会、税務研修会の開催、会員相互の親睦を高める研修旅行、鈴鹿ジュニアバレーボール法人会長杯、特別養護老人ホームへの寄せ植えと車椅子の贈呈、小学校での租税教室等が挙げられます。

ただ、昨年(令和2年)初頭より、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から事業活動を進めるにあたり、沢山の課題があることも事実でございます。

本年度と致しましては、こうした状況下ではございますが、何か一つでも多くの事業活動が出来る様、会員の皆様の意見をお聞きし、話し合い、そして法人会様、青年部会様との連携も強調しつつ「税に関する活動」「地域社会貢献活

動」に取り組んで参りたいと思っております。

会員の皆様には、この様な状況の中、よりいっそう深いご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

租税教室

鈴鹿市立庄内小学校へ租税教室に太田さんと行かせて頂きました。

最初の挨拶から皆さん集中して話を聞いてくれました。

そしてグループで話し合う時間を設けた後、代表の生徒さんのしっかりした発言に驚きと感心、そしてお札の束への子供らしい反応も見せてくれ、大変有意義な時間を過ごさせて頂きました。

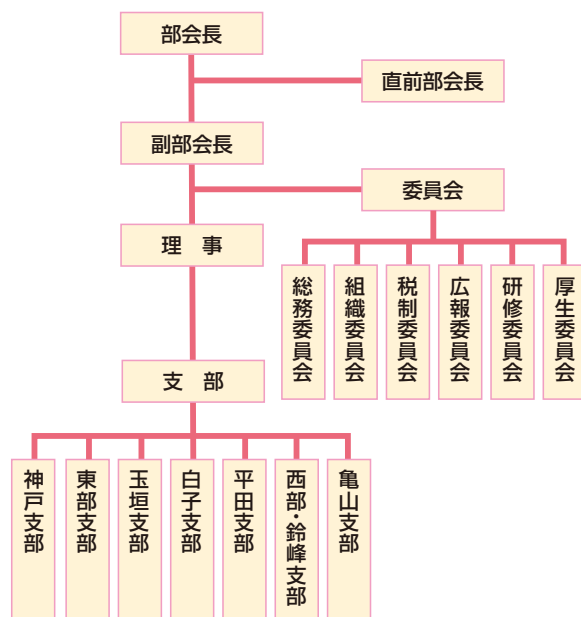
(竹森早苗)



女性部会 総務委員会 委員名簿

役職	氏名	法人名
部会長	阿部 美千	(株)神戸ダイハツ
直前部会長	倉田 澄子	クラタ自販(株)
副部会長(総務委員長)	杉本美音理	(有)豊和精機
副部会長	竹口 正子	(有)大徳屋長久
〃	倉田 智子	(有)洋久屋燃設
〃	永戸 陽子	サンモーター(株)
〃	小菅 まみ	(有)小菅金物
〃	山内百合子	(有)山内建設
税制委員長	杉野恵美子	杉野工業(株)
研修委員長	樋口 良江	(有)ヒグチ建設
組織委員長	向井なよ子	(株)ホンダ四輪販売三重北
厚生委員長	太田 淳子	(株)太田コンクリート
広報委員長	服部千賀子	(有)服部ふとん店
神戸支部長	桐生 秀子	(株)桐生
東部支部長	杉浦 京子	丸松運送(有)
玉垣支部長	大谷 由佳	(株)大栄管清土木
白子支部長	福本みゆき	(有)福本組
平田支部長	古市 真貴	(株)古市自動車
西部・鈴峰支部長	岡田恵美子	三恵工業(株)
亀山支部長	川戸 磨美	(有)川戸建設

女性部会 組織図



〈理事名簿〉

(順不同・敬称略)

氏名	法人名
廣田 隆	近畿電設工業(株)
森 通人	(有)マインドソフト
伊藤 洋一	中部高圧コンクリート(株)
川喜田 彰	(株)佛庄総本店
木原 敏彦	(株)飯田建設
内藤 博之	(株)タスク
伊藤 義一	伊藤造園建設(株)
宮崎 福治	(株)宮崎商店
津坂 千賀夫	(株)津坂
杉本 幸樹	(株)杉本プラスター
佐野 寿	(有)佐野建設
杉野 大雄	杉野工業(株)
荻野 晃	(株)荻野建設
村上 道哉	三重工熱(株)
西口 直人	(株)エヌフォー
田中美 守	三田工業(株)
後藤 真吾	(株)今尾電機
樋口 勝幸	(株)葵
東口 大介	ブラウン開発(株)
新美 平和	(株)新美工務店
田中 隆一	(有)田中ウエルテック
長谷川 照義	(株)長谷川建装
中島 治彦	(有)ライズ・コーポレーション
日置 尚代	(株)ヒオキ
中尾 達也	中尾建設(株)
森寺 静治	(有)スズカサインボード
佐藤 左恭	(株)サトウ土地開発
田中 彩子	(医)誠仁会
飯田 隆典	(株)飯田鉄工
阪田 朋成	(株)サカタ
安田 克志	(株)ADI
向井 なよ子	(株)ホンダ四輪販売三重北

氏名	法人名
嶋田 浩也	中部工業(株)
宮崎 城治	(株)アポロ
西村 善行	鈴鹿インター(株)
倉田 澄子	クラタ自販(株)
山川 武志	(有)オフィス スオウ
馬路 義人	(有)栄鉄工所
岡田 信春	三惠工業(株)
近藤 博信	(有)鈴鹿ポーター
永戸 秀樹	サンモーター(株)
服部 隆也	(株)ハットリ技建
川北 康夫	(株)川北商店
濱本 隆弘	(有)浜本鍍金工業所
坂口 博文	鈴峰企業(株)
水野 憲志	(有)まる仁製茶
川森 浩	(株)鈴鹿山麓夢工房
谷口 英靖	(株)谷口鉄工所
服部 昌弘	(株)服部工務店
太田 秀典	(有)太田コンクリート
渡邊 孝明	(株)ナベカ
川森 浩司	(株)セキデン
堀田 誠	堀田建設(株)
小林 勝彦	(有)小林ファーム
中島 徹	亀山瓦斯(有)
神野 隆之	(株)神野工業
佐野 健治	(株)亀山電業社
寺川 浩二	(株)スズカキャリアサービス
阿部 美千	(株)神戸ダイハツ
近藤 悟	(公社)鈴鹿法人会

〈監事名簿〉

氏名	法人名
北川 亨	(株)安全
吉澤 茂	(株)ヨシザワ

退任役員

岡村 信之 (評議員) 井上 準二 (評議員) 竹口 茂樹
 小林 正典 (評議員) 水谷 晃 (評議員) 服部 三恵子

長い間ご尽力いただき、誠にありがとうございました。

令和3年度 事業計画

基本方針

鈴鹿法人会は、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会へのより一層の公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となって組織的な事業活動を展開する。このためには、会員以外にも活動への参加を求めていく。

また、法人会の目的・使命を達成するため、事業活動においては、原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら会員確保及び財政の健全化に力を入れるとともに、地域の活性化に配慮しつつ以下の事業に取り組む。

さらには、「電子申告」についても税務当局と連携しながら、更なる普及推進に努める。

事業活動

1. 税知識の普及と納税意識の高揚に関する事業

一般市民、次世代を担う児童生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努めるとともに、これに資する税制関連の研修・行事等の充実に図り、有益な資料を作成する等により適切な広報を実施する。

「税を考える週間行事」の一環としている親子税金クイズ・映画鑑賞会は当法人会のメイン行事として実施するとともに、青年部会による「租税教室」、女性部会による税に関する「絵はがきコンクール」を積極的に推進する。

特に、小学生を対象とした租税教室は、青年部会が制作したパワーポイントを活用し、今後も女性部会と連携し、一層推進していく。

また、会員企業の税務コンプライアンス向上のため、公益財団法人全国法人会総連合が作成した「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」に基づき、会員自らが自主点検を行う。

広報活動は、法人会の知名度向上のため会員はもとより、会員外にも法人会活動の周知、加入勧奨のための広報を充実させるとともに、税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等の広報活動を積極的に行う。

ホームページ並びに広報誌による事業活動報告、事業計画等の発信。

特に広報誌「すずかめ」は、会員はもとより会員外にも手軽に見ていただけるよう第9号から表紙を含め掲載内容についても大幅に改定し、より親しみのある内容を取り入れている。

また、引き続き市の施設、金融機関およびCNSに依頼して「すずかめ」を配置し、会員外の方にも目に付くようにしている。なお、本年も2回発行する。

(主な事業計画)

支部および部会の税務研修会、新設法人説明会、親子税金クイズと映画鑑賞会(令和3年11月7日)、小学生・中学生を対象にした学校での「租税教室」、夏休み親子映画鑑賞会(令和3年8月22日)、税に関する「絵はがきコンクール」の募集と表彰式

2. 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

地域経済の担い手である企業全般の活性化に資する税制を始め、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めることとし、税制に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう関係機関に対し要望活動を展開する。

(主な事業計画)

地元国会議員・市長・市議会議長への要望活動、全国大会(岩手)、全国青年の集い(佐賀)、全国女性フォーラム(新潟)、東海大会(岐阜)

3. 地域企業及び地域社会への貢献に関する事業

各地域における経済社会環境(地球温暖化問題)の改善、活性化に資する事業の実施または支援を行う。

電力供給不足等に対応するため、引き続き女性部会において節電対策「いちごプロジェクト」(家庭における使用電力の削減運動)の環境活動に取り組む。

(主な事業計画)

鈴鹿ジュニアバレーボール大会の協賛、特別養護老人ホーム慰問及び車椅子と寄せ植え等の贈呈、支部教養・健康セミナー、支部・部会の施設見学

4. 法人会員の福利厚生に関する事業

法人会の福利厚生制度を取巻く環境は厳しい状況が続いており、引き続き取り扱い3社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の一層の推進を図り財政基盤の安定化に努める。取り扱い3社との諸施策に積極的に協力し、福利厚生制度の円滑な運営を目指して推進活動を展開する。

また、会員企業の経営者、従業員、家族を対象とした(財)全日本労働福祉協会三重県支部による、生活習慣病検診を実施する。(令和3年9月及び令和4年3月)

5. 会員の交流に資するための事業

法人会組織を今後も存続・発展させる観点から、組織基盤強化・維持を図るため、法人会員数確保を目指す諸施策を実施する。

役員の率先した参画や指導のもと新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。

(主な事業計画)

理事会後の懇親会、女性部会理事会後の懇親会、新春講演会後の懇親会、支部・部会による施設見学と税務研修、支部ゴルフコンペ、支部ボウリング大会

令和3年度 収支予算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	3年度	科 目	3年度
I 一般正味財産増減の部		管理費	3,975,480
		役員報酬	249,600
1 経常増減の部		給料手当	280,000
(1) 経常収益		退職給付費用	23,520
基本財産運用益	500	福利厚生費	72,000
基本財産受取利息	500	会議費	2,200,000
特定資産運用益	500	旅費交通費	100,000
特定資産受取利息	500	通信運搬費	250,000
受取会費	12,200,000	減価償却費	480
正会員受取会費	12,130,000	消耗什器備品費	0
賛助会員受取会費	70,000	消耗品費	50,000
事業収益	320,000	修繕費	0
研修事業収益	50,000	印刷製本費	150,000
広報事業収益	100,000	燃料費	0
福利厚生事業収益	170,000	賃借料	183,440
受取補助金等	9,943,900	租税公課	0
受取県連補助金	400,000	支払負担金	100,000
受取全法連補助金	350,000	委託費	10,000
受取全法連助成金振替額	9,193,900	会場費	100,000
受取負担金	448,000	渉外慶弔費	30,000
青年・女性部会受取負担金	448,000	表彰費	100,000
負担金収入	0	リース料	23,440
雑収益	400,000	保険料	3,000
雑収益	400,000	支払手数料	10,000
経常収益計	23,312,900	新聞図書費	0
(2) 経常費用		雑費	40,000
事業費	24,712,194	管 理 費 合 計	3,975,480
役員報酬	2,870,400	経常費用計	28,687,674
給料手当	3,220,000	評価損益等調整前当期経常増減額	-5,374,774
退職給付費用	270,480	評価損益等計	0
福利厚生費	828,000	当期経常増減額	-5,374,774
会議費	4,000,000	2 経常外増減の部	
旅費交通費	4,000,000	(1) 経常外収益	0
通信運搬費	1,000,000	退職給与引当金取崩益	0
減価償却費	5,520	経常外収益計	0
消耗什器備品費	0	(2) 経常外費用	0
消耗品費	2,000,000	経常外費用計	0
修繕費	0	当期経常外増減額	0
印刷製本費	1,600,000	税引前当期一般正味財産増減額	-5,374,774
燃料費	0	法人税、住民税及び事業税	80,000
賃借料	2,109,560	当期一般正味財産増減額	-5,454,774
保険料	27,000	一般正味財産期首残高	28,425,758
租税公課	11,400	一般正味財産期末残高	22,970,984
支払負担金	400,000	II 指定正味財産増減の部	
委託費	1,500,000	受取補助金等	0
表彰費	150,000	受取全法連助成金	9,193,900
会場費	150,000	一般正味財産への振替額	-9,193,900
広告宣伝費	33,000	当期指定正味財産増減額	0
支払助成金	100,000	指定正味財産期首残高	0
リース料	269,560	指定正味財産期末残高	0
諸謝金	37,274	III 基金増減の部	
支払手数料	100,000	当期基金増減額	0
新聞図書費	0	基金期首残高	0
雑費	30,000	基金期末残高	0
事業費合計	24,712,194	IV 正味財産期末残高	22,970,984

令和2年度 正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科 目	2年度	科 目	2年度
I 一般正味財産増減の部		管理費	1,461,265
1. 経常増減の部		役員報酬	249,600
(1) 経常収益		給料手当	207,198
基本財産運用益	501	退職給付費用	22,384
基本財産受取利息	501	福利厚生費	72,733
特定資産運用益	557	会議費	28,711
特定資産受取利息	557	旅費交通費	4,975
受取会費	12,416,100	通信運搬費	174,854
正会員受取会費	12,329,700	減価償却費	533
賛助会員受取会費	86,400	消耗什器備品費	0
事業収益	269,043	消耗品費	15,620
研修事業収益	45,000	修繕費	0
広報事業収益	100,000	印刷製本費	90,941
福利厚生事業収益	124,043	燃料費	0
会員親睦事業収益	0	賃借料	357,772
受取補助金等	10,103,700	保険料	2,387
受取県連補助金	604,000	租税公課	0
受取全法連助成金	370,000	支払負担金	101,812
受取全法連助成金振替額	9,129,700	委託費	7,068
受取負担金	1,094,000	会場費	1,010
受取負担金	0	渉外慶弔費	10,000
青年・女性部会受取負担金	1,094,000	表彰費	82,500
雑収益	442,246	リース料	23,752
受取利息	6	支払手数料	6,143
雑収益	442,240	新聞図書費	0
経常収益計	24,326,147	雑費	1,272
(2) 経常費用		経常費用計	14,019,968
事業費	12,558,703	評価損益等調整前当期経常増減額	10,306,179
役員報酬	2,870,400	当期経常増減額	10,306,179
給料手当	2,382,788	2. 経常外増減の部	
退職給付費用	257,416	(1) 経常外収益	0
福利厚生費	836,441	固定資産売却益	0
会議費	255,987	(2) 経常外費用	
旅費交通費	57,220	固定資産減損損失	0
通信運搬費	777,596	什器備品減損損失	0
減価償却費	6,134	当期経常外増減額	0
消耗什器備品費	0	他会計振替額	0
消耗品費	769,206	税引前当期一般正味財産増減額	10,306,179
修繕費	0	法人税、住民税及び事業税	80,000
印刷製本費	1,173,653	当期一般正味財産増減額	10,226,179
賃借料	1,938,583	一般正味財産期首残高	18,173,552
保険料	27,453	一般正味財産期末残高	28,399,731
諸謝金	22,274	II 指定正味財産増減の部	
租税公課	11,400	受取補助金等	9,129,700
支払負担金	391,638	受取全法連助成金	9,129,700
支払助成金	0	一般正味財産への振替額	-9,129,700
委託費	283,692	一般正味財産への振替額	-9,129,700
会場費	2,250	III 基金増減の部	0
広告宣伝費	22,000	基金受入額	0
表彰費	108,640	基金返還額	0
リース料	273,154	基金期首残高	0
支払手数料	88,790	基金期末残高	0
雑費	1,988	IV 正味財産期末残高	28,399,731

三重県下8法人会から提案された税制改正要望事項を取りまとめ全国法人会総連合に要望しました。

令和4年度税制改正要望事項

国税関係

I 法人税関係

1. 法人税率の引き下げ

諸外国に比べわが国は、法人基本税率23.2%に加え法人住民税と法人事業税と企業にとって重い負担がある。

法人実効税率は外国企業が日本に投資する際の重要な判断材料であるため、実効税率を20%程度に引き下げられたい。

2. 中小法人に対する特例

軽減税率の適用所得限度額を1,500万円(現行800万円)に引き上げられたい。

また、時限措置として、年800万円以下の金額に対する法人税の減額税率を現行の15%から11%まで引き下げられたい。

3. 同族会社の留保金課税の廃止について

(1) 特定同族会社の留保金課税制度について、資本金1億円以下の中小企業は適用除外となっているが、留保金課税制度は企業の自己資本の充実を阻害するものであり、制度を廃止されたい。

(2) 資本金1億円以下の中小法人(大法人の子法人を除く)が適用除外となっているが、資本関係があれども、独立した法人である以上、競争力の低下を招きかねないので、大法人の子会社であっても資本金1億円以下の法人は全て適用除外とすることが望ましいと考える。

4. 減価償却制度

(1) 減価償却制度の改善について

急速な技術革新による陳腐化、激しい国際競争、低下する企業の競争力等に配慮し、欧米諸国の実態も参考に全般的な見直しを行い、現状に即した耐用年数に改められたい。

(2) パソコンおよびソフトウェアについての耐用年数を大幅に短縮し、取得価額100万円未満のものについては、一括償却できるようにされたい。

(3) 建物・建物付属設備・構築物の減価償却方法について建物については、現行新規取得したものに限り定額法に基づく償却とされているが、投下資本の早期回収、実勢価格により近い財務諸表表示など会計学理論上からもすぐれた定率法による償却方法との選択とされたい。

また、建物付属設備・構築物についても、同様の取り扱いにされたい。

5. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例について

少額減価償却資産の特例について、上限300万円を撤廃し、一括損金算入を認めるよう制度の定着化を図られたい。

6. 研究開発費税制等の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等については、法人税額の40%(現行25%)に引き上げられたい。

7. 交際費課税

中小企業の交際費の取扱いは、800万円までが損金算入となっているが、中小企業の活性化を促すためにも全額損金算入とされたい。

全額損金算入が困難ならば、現行の特例措置の定着化を図られたい。

8. 繰越欠損金の損金不算入等

青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の繰越控除を15年間(現行10年間)に延長されたい。

9. 退職給与引当金繰入額・賞与引当金の損金算入制度の復活

税負担の平準化を損なわないため、期間費用である退職給与引当金繰入額は、発生事業年度での損金算入を認められたい。

また、賞与引当金についても損金算入を認められたい。

10. 役員給与等について

役員給与が損金算入となる場合と損金不算入となる場合について課税庁はその取扱いを公表している。

しかし、大企業における業績連動給与については、経営者の手腕が大きく影響することから、同族法人を除く全ての法人に適用すべきである。

なお、中小企業においては、景気に業績が大きく影響することから定期同額給与制度の要件を緩和されたい。

また、使用人に対する決算賞与の損金算入の要件についても要件を緩和されたい。

11. 配当金について

すべての株式等(現行 完全子会社株式等及び株式等保有割合3分の1超)の配当について、益金不算入割合を100%にすべきである。

12. 確定申告書の提出期限

会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2ヶ月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出及び納付の期限を、事業年度終了後3ヶ月以内(現行2ヶ月以内)とされたい。

13. 電話加入権

携帯電話等の普及により、加入権の財産としての価値が著しく低下している。

既計上分も含め損金化できる措置を講じられたい。

II 所得税関係

1. 所得控除等

現行の各種所得控除の整理・合理化を図り、解り易い制度に見直されたい。

2. 源泉所得税の納期

源泉所得税の各月の納付期限については、長期休暇等の特殊事情及び週休2日制の普及を考慮して、翌月20日(現行翌月10日)とすること。

なお、納期の特例は、常時使用する者を20名未満(現行10名未満)に拡大されたい。

III 相続税関係

1. 相続税

(1) 事業承継

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。

その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の改正で大幅に条件が緩和されたが、期限の緩和も含めさらに使い易く解り易くされたい。

また、中小企業の実態を考慮のうえ将来的には相続税の廃止も検討されたい。

(2) その他

①相続税の最高税率(現行55%)を40%台に引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

また、基礎控除額(現行 3,000万円+600万円×法定相続人の数)を従来(5,000万円+1,000万円×法定相続人の数)に戻されたい。

②贈与財産の加算制度

相続開始前3年以内の贈与財産加算制度を廃止されたい。

2. 贈与税

(1) 基礎控除消費拡大に寄与するよう贈与税の基礎控除額を300万円(現行110万円)に引き上げられたい。

(2) 贈与税の最高税率(現行55%)を引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

IV 間接税関係

1. 消費税

(1) 消費税の確定申告書の提出期限は、個人と同様の事業年度終了後3ヶ月以内(現行2ヶ月以内)とされたい。

(2) 提出期限が適用課税期間の開始の日の前日までとされている諸届出書について、予想外の事態が発生した場合は、提出期限を課税期間の末日までとされたい。

また、提出期限が休日の場合は翌日までとされたい。

(3) 基準期間の廃止について

納税義務及び簡易課税制度の判定は、特に零細業者等においては、課税売上高が1,000万円を下回り益税となるなど不合理な現象が生じている。

よって、前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の基準課税期間は不合理であり廃止し、すべての事業者を課税事業者として取扱うこと。

(4) 納税義務者の判定基準について

基準期間の売上高については、税込金額により判定されているが、免税事業者であっても消費税の転嫁は当然に認められており、判定は税抜き金額によって判定するよう改正されたい。

(5) 中小企業を守るため、売価が固定されても下請け業者や

中小企業の利益が減らないよう、また、小売業（一般消費者に対して）についても税額が個別に常に理解できるように、内税ではなくはっきりと外税表示とされたい。

(6) 消費税軽減税率について

①消費税の増税に伴う逆進性への対応として、軽減税率の導入がされた。

事業者への負担が大きく、税制の簡素化・税収確保の観点から軽減税率導入には反対である。

当面は、単一税率を維持されたい。

②軽減税率導入の廃止が困難ならば、企業への負担を最大限考慮していただきたい。

(7) インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入について【追加】

インボイス制度の導入が令和5年10月からとなり、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。

昨今の厳しい社会・経済情勢の中において、事業者の事務負担が大きくなるなどの問題もあり、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」を維持するなど弾力的な対応をされたい。

2. 印紙税関係

同じ目的の文書でありながら、紙面によるものとIT上によるものとで課税の可否が分かれているのは不合理である。

よって、印紙税を廃止されたい。

3. 揮発油税関係

現在揮発油には、揮発油税、地方道路税、消費税が課されており三重課税となっているので是正されたい。

V その他

1. 法定外資料の提出について

必要なものには提出を義務づけ、それ以外のものは提出を求めないよう見直していただきたい。

2. 被災代替資産の特別償却について

被災代替資産の特別償却には、新品である建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両となっているが、資金等の関係から中古の資産を取得する場合も多く、中古資産も償却対象とされたい。

3. 税制全般について

税法は不公平が生じることがないように中立性も求められていることから、政策においても、「公平・透明・納得」を基本として国民からの理解が得られるよう努めなければならない。

また、日本の税制度はきわめて複雑なため、単純・明解なものにすべきであり、分かり易く簡単な仕組みが望ましい。

なお、税の使途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能を確立したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

地方税

I 法人関係

1. 超過金制度の廃止

地方税の中で、法人を対象とした市町村民税の超過金制度が導入され、恒久的に実施されている。

課税の公平を欠く安易な対応であり、速やかに廃止されたい。

2. 償却資産税

償却資産税の免税額を300万円（現行150万円）に引き上げるとともに償却資産の賦課期日（現行 毎年1月1日）を決算期末とし、申告期限（現行 1月31日）については、法人住民税の申告期限と同一にされたい。

また、国税同様取得価額を30万円以下の償却資産については、課税対象から除外されたい。

3. 中小企業用地の評価

中小企業用地の固定資産税については、農地や小規模住宅用地のような軽減措置を図られたい。

4. 法人住民税

資本金1,000万円以下の中小法人については、資本金等の区分をさらに細分化し、法人住民税の均等割の軽減を図られたい。

また、法人市民税における従業員50人超の資本金別格差が大きすぎるので段階的に緩和されたい。

II 個人関係

1. 特別徴収の個人住民税の納付

給与から源泉する住民税(特別徴収)は、各自治体ごとに納付しなければならない。

本店等の自治体で一括納付と改善されたい。

III 法人・個人関係

1. 地方税の純損失の繰越還付

所得税法及び法人税法では、純損失の繰戻しによる還付請求が規定されているが、地方税法に規定されていない。国税との整合性を図るべきである。

2. 固定資産税

(1) 固定資産税においては、不透明なことが多いため抜本的に見直されたい。

また、収益性や換価価値などを考慮した実勢価額をより反映した評価方式に改められたい。

(2) 建物の固定資産評価額は、耐用年数を経過したにも関わらず依然として課税されている。

償却計算年数を耐用年数に是正すべきである。

(3) 償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せず地方の税源としては適当ではなく、製造業など特定業界に負担が偏在し、公平性の観点から加えて、国内経済活性化の観点からも廃止すべきである。

廃止が困難であれば、大幅な軽減を求める。

(4) 現行 動産及び不動産は、稼働の有無に係わらず課税される。

しかし、稼働していない動産及び不動産を所有者が売却等を行っても、買い手がないなど困難な場合がある。

稼働していない動産及び不動産には実情に伴い対策を講じられたい。

3. 事業所税

(1) 事業所税は、企業が大都市に集中することによりインフラ整備等の財政支出を伴うことから創設された。現在の大都市は都市機能が整備され、多くの事業所が集中しても円滑な企業活動が可能となっており、また、企業の地方分散化が進み、創設目的は概ね達成されている。

事業所税の課税標準は床面積(資産割)と給与総額(従業者割)であるが、資産割は固定資産税及び都市計画税との、従業者割は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっている。

市町村合併により中小企業等に予定外の税負担を課すことから、廃止すべきである。

(2) 地域や人口により、①本来の固定資産税、②都市計画税、③事業所税が課税されるが、②と③は二重課税となっているため、③を課税するのであれば②は減額すべきである。

4. 地方税の申告書・納付書

住民税の申告書・納付書の書式が市町村で異なっていることから、統一されたい。全国統一の書式が困難ならば、県単位において統一されたい。

また、地方税の電子申告(eLTAX)の普及を推進し、利便性を高められたい。

5. 軽油引取税(県税)

(1) 暫定税率については、道路特定財源として徴収されていたが、一般財源化された時点で徴収根拠が無い。

よって、速やかに廃止されたい。

(2) 免税申請について、業種、業態で課税の取扱いが違い、申請手続きも複雑であるため、もっと、解りやすく簡素にすべきである。

明確でない区分については速やかに廃止されたい。

6. 目的税(県税)

安易に目的税を創設しないでいただきたい。

目的税を創設する必要があるのであれば、趣旨・使途を厳選したうえで納得できるものとされたい。

インボイス制度

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

令和5年10月から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されます。

説明内容 インボイス制度の基本的な仕組みについて

開催日時 説明会サイトに掲載（随時掲載）
※以下の説明会サイトにアクセスして確認してください。
※説明会は45分程度を予定しています。

定員 各回100名（先着順）

費用 無料（通信費用は実費となります。）

オンライン説明会とは？

- インターネットを利用してパソコン、タブレット、スマートフォンなどから参加できる説明会です。
- チャット機能を利用しての質疑応答を実施します。

オンライン説明会参加までの流れ

ステップ1

説明会サイトへのアクセス

- 国税庁HPのインボイス制度特設サイト内の説明会サイト「https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm」にアクセスしてください。

《インターネット（WEB）のみ申込可能！！》
※電話や税務署の窓口において申し込みはできません。



ステップ2

必要事項の入力

- 説明会サイトから「申込サイト」をクリックし、希望日を選択の上、必要事項を入力してください。
- お申込み後に、「申込確認メール」を送信しますので、ご確認ください。

ステップ3

参加案内メールの受信

- 説明会開催前日までに「視聴用URL」が記載された「参加案内メール」が送信されます。

ステップ4

オンライン説明会への参加

- 「視聴用URL」にアクセスの上、ご参加ください（説明会開始30分前からアクセス可能）。
- ご質問のある方は、質疑時間内にチャット機能を利用して質問内容を入力してください。

ネットで 便利に納税証明書



令和3年7月から、納税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完結できるようになります。

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って簡単な操作でできます。

①インターネットで請求(来署不要)



e-Tax を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書請求データを作成します。

「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

※ 送信及びe-Tax のメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。

※ 納税証明書を作成後、e-Tax のメッセージボックスに発行準備が整った旨を通知します。

②PDFファイルで受取



e-Tax のメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードします。

電子納税証明書(PDFファイル)は、何度でもお使いいただけます。

③自分で印刷



ダウンロードした電子納税証明書(PDF)ファイルは、自宅やオフィスのプリンターから印刷ができます。

また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます(印刷サービスの利用には別途料金がかかります。)

電子納税証明書(PDFファイル)は、何枚でも印刷してお使いいただけます。

(注) 電子納税証明書(PDFファイル)の提出方法については、あらかじめ提出先に確認してください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>



e-Tax

検索

伊勢型紙と鏗木清方の「とっておきの話」

エッセイスト 福島 礼子

浴衣(ゆかた)の季節になった。私の子供時代には、朝顔やヘチマの日よけと同じように、浴衣は夏の代名詞だった。風呂上がりに浴衣に着替え、そのまま寝間着代わりとなっていたように記憶する。夏祭りの長い袖の浴衣は、特別な日の装いだった。

ところで浴衣に伊勢型紙が大きな役割を担っていたことは、あまり知られていない。着物を染める型となるのが型紙、白子・寺家は江戸時代から一大生産地だった。伊勢型紙といえば、江戸時代に粋な小紋柄で江戸のファッションをリードしたので、それが全盛期だったと、私も思い違いをしていた。

鈴鹿市の代田学芸員に聞けば、明治から大正にかけて浴衣の柄染めにも伊勢型紙が盛んに用いられたという。その証拠に白子屈指の型紙問屋だった寺尾家には、浴衣の染め見本がたくさん残されていた。鮮やかに染め上がった浴衣柄は、大正ロマンの香りがする大胆で美しいデザインだった。

同じ寺尾家の資料に、昭和25年に発刊された『週刊朝日』があった。そこには鏗木清方の『とっておきの話』という随筆が載っている。「今ならアルバイトというのであろう。私は二十歳前後挿絵修業の片手間に、あれでも二年ばかり木綿ゆかたの図案をかいていたことがある」という書き出しだ。

鏗木清方といえば上村松園と並ぶ美人画の名手、明治期から昭和にかけて活躍した日本画家だ。代表作品『築地明石町』は切手にもなっているので、それを見るとうなずく人も多いはず。

随筆には、挿絵画家として生計を立て始めた清方が、内職にしようと寺尾の東京店に型紙の下絵仕事を頼みに行った事が書かれている。当時の寺尾家は東京日本橋に受注販売の支店をかまえ、型紙の生産は白子の屋敷内で行っていた。二人の出会いは明治29年、店主の寺尾完吉が21歳、清方は18歳の時である。

「小太りの若い主人が店先に居てすぐに会うことができた。私より先に髪を角刈りにしたどこから見ても職人と見える中年の男が主人と話をしていた」先客があり躊躇している清方を主人は耳慣れない上方弁で、「どうぞどうぞ」と招き入れる。挿絵画家であった清方は、その時の光景を絵に描いている。帽子をかぶった後ろ姿の男性が清方なのだろう。



寺尾家(現:伊勢型紙資料館)

完吉は清方に、「小紋、中形の浴衣の型が専門で、夏物ではあるけれども一年中、新形を彫ってそれぞれ染めの問屋におさめている」と話す。また「どんなに手綺麗にかいてあっても、絵ではないのだから彫りにくいか、染め上がりが良くないとか、お客の向きが悪いと問屋がとらない」と説明した。

代田さんに聞くと、明治、大正とかけて、それまで寝間着であった浴衣を、夕方や夏の日中にも着ることが流行したという。二人が出合った頃は浴衣がとても売れた時代で、寺尾の東京店は人気の新柄を生み出す先端をいく老舗だったとのことだ。



染め見本帳

さらに完吉は続けた。「初めのうちは、四、五枚描いてもらった中で一枚いただけるか、二枚いただけるか、まるまるお返しするか、そこところは請け合いません。まず飽きずに年期をいれることですよ」

清方は、挿絵を習い始めた際に、染物屋の小紋帳をそろえ



「築地明石町」の切手

て、「割出し物」など面倒くさいのから、縞もの、小紋、中形まで幾種類となく写していたから図案そのものの不安はなかったと回想している。割出し物とは、連続した幾何学的な模様柄で、形の狂いやムラが出ないように描く根気のいる柄のこと。

出会いの最後に完吉は「絵を勉強される方には、よく仕事に慣れていいものが描ける様になると、それっきりやめてしまう方が多い。腰掛け仕事にしないでやってください」と付け加えた。

清方は主人の最後の言葉を忘れることはなかった。半年もしないうちにコツを覚え、つらい経験もせずにすんだのは、主人の好意だったのだらうと書いている。

その後清方は、「東北新聞」の挿絵を月々決まって引き受けることになり、ほかの仕事も次第に増え、内職をする必要がなくなる。けれども「寺尾さんの言葉がひっかかって、そう早く内職をやめることはできなかった」とふりかえる。

そして昭和2年、清方が大きな評価を受ける日がやってきた。第八回帝展で清方の「築地明石町」が帝国美術院賞を受賞し、日本画の大家としての評判が定まった。

随筆の終盤には、「若い頃の内職仕事を、後年好き勝手な道楽に試みるのが出来たのは仕合わせなことだった」と書いている。確かに清方の絵の代表作は、たいてい着物姿のあでやかな美人画で、着物柄にも神経を使っていることがわかる。型紙の下絵仕事画家としての素地になったのだと私は確信する。

清方の文章の最後の段落は、日本画家として大成した清方が車で伊勢参りにいった回想になっている。白子の町をとおった際、完吉の「腰掛けにするな」という言葉を再び思い出したことが書かれていた。

その後も清方は「浴衣模様そのものは好きで、趣味人の浴衣など相当の数の下絵を描いた」と振り返っている。画業をなりわいとしてからも、清方は浴衣の制作に愛着をもっていたことがうかがえる。

文章の末尾を「家業にこそしてはいなかったが、浴衣模様そのものは決して捨ててはいなかった。寺尾さん、悪く思っ下さるな、といたい気持ちで白子の町を過ぎた」と結んでいた。

出会いの最後に完



週刊朝日／とっておきの話

『週刊朝日』の「内職」は昭和25年清方72歳の時に掲載されている。その頃寺尾完吉は東京店を退き、白子で隠退生活を送っていた。雑誌の文章を読んだ76歳の完吉の喜びを、当時白子で療養をしていた山口誓子が俳句雑誌に書いている。完吉は清方に手紙を出して、その後も二人の間に手紙のやりとりが続いたようだ。

昭和25年11月、上野の松阪屋で開かれた清方の画業50周年記念展覧会を、東京の店をあずかっていた完吉の長男が訪れている。その時清方は近くの人に「この人は私の恩人の息子さんだ」と紹介したと誓子が書き留めている。このやりとりだけでも、清方にとって伊勢型紙の下絵時代が大切な時代だったことがじんわりと伝わってくる。

型紙の下絵仕事で培ったデザイン技術が清方の絵の滋養となった。そしてまた、寺尾家の型紙の評価が当時高かったのは、画家を目指す者たちの才能が流れ込んでいたからだろう。伊勢型紙の伝統技術と、若い画家の才能、その二つが融合し相互に高める作用をしたのだ。

寺尾完吉と鏑木清方、二人の仕事にかけける姿勢と相手を思いやる独特の距離感。そして伊勢型紙と美人画という異分野間の穏やかな刺激と交流。明治から大正にかけての技の世界と心の形が、くっきりと見える歴史の一コマだったと私は思う。

資料提供：
鈴鹿市文化財課
小坂彰宏さん



清方の美人画「春雪」

歴史 名所 史跡

住職: 服部 高明

住所: 鈴鹿市白子本町2番27号

電話: 059-386-0062



當寺創立應永十八年三月十四日(四十一)にして
開基良上人終南山光明院悟真寺と号す
本尊阿彌陀如来(蓮華作相好如満の雲像)
他に觀音菩薩(平安時代)薬師如来(平安時代)
阿彌陀如来(鎌倉時代)光明真言(室町時代)
飛天文殊(町時代)宝篋印塔(鎌倉時代)
市文化財指定
其他佛物多数存す
現本堂は元禄十四年三月完成方十二間結構な建物其の頃
より菩提寺礼を以洲徳川侯後城のもとに遷行していた
詳細は寺誌に記す

由来

当寺は、1411年(應永18年)浄土宗・良忠上人の高弟良賢が白子の山中に創建後、四代目浄譽上人が現在の地に移し、堂舎を修築。その美しさは旧観を大きく改め、寺の周囲には百間堀を施し、寺域全体の荘厳が加わった。この百間堀は城の濠のようで、「伊賀堀」と呼ばれていましたが現在はほとんど埋められ公共の道路に供され、わずかに西側の近鉄線に沿って名残をとどめている。



① 悟真寺本堂



筆: 東大寺別當兼華嚴長吏安井門主



② 木造薬師如来立像

③ 木造観音菩薩立像

④ 木造阿弥陀如来立像



⑤ 光明真言碑

鈴鹿市指定文化財

- ① **悟真寺本堂** 元禄14年建立、入母屋造り。鍔葺の本瓦葺。浄土宗の中本山格の寺院で、内部の構成も浄土宗寺院独特のものとなり、縦長の内陣を両脇の位牌間、脇間と前面の外陣で囲み、正側三面に幅広い広縁をめぐらす。内陣と位牌間は床が一段上がって上段となり、脇間・外陣との間には結界の中敷居が設けられ、この種の例で江戸中期に溯るものは数少なく、貴重である。
- ② **木造薬師如来立像** 円満、優雅な櫛の一本作り。像高100cm、平安時代後期製作。
- ③ **木造観音菩薩立像** 柔和、端正な檜の一本作り。像高100cm、平安時代後期製作。
- ④ **木造阿弥陀如来立像** 来迎印の阿弥陀如来で寄木造り。像高64.5cm、鎌倉時代製作。
- ⑤ **光明真言碑** 昭和49年北門付近の墓の地中より発見された。市内に残る3基のうち最も完全な真言碑、嘉暦4年(1329年)作



《言い伝え》

天正10年(1582年)本能寺の変後、堺にいた徳川家康は伊賀越えて鈴鹿白子に逃れ来て、小川孫三の手助けにより船で常滑へ渡り、その後、陸路で駿河まで逃れた。その折、当寺は何らかの役割を果たしたらしい。江戸時代になってからは、徳川將軍の保護のもと当寺は大いに栄えた。なお、境内釣鐘堂南の蘇鉄(樹齡450年)は、家康公を駿府まで送り届けた小川孫三の家にあったものである。

石碑「禁殺生」

境内の入り口にある大きな石碑。これは、生き物の殺生のほか、罪人などを対象としたもので罪人などがこの寺へ助命のため飛び込んでくると奉行の手は届かなかったといします。



《事務局より》

宗教法人悟真寺、社会福祉法人あおい会(あおい保育園)、学校法人ひかり学園(白子ひかり幼稚園)は、いずれも当会の会員です。



「遠い視点」の重要性

サーキット走行で最も重要な心構えの一つに「遠くを見る」という事があります。なんだか当たり前のように聞こえますが、実は初めてサーキットを走る方のほとんどがこの問題に直面するんです。速度域の異なるサーキットと日常運転では、その視点距離は大きく違う事を意味しているのですが、肝に銘じていざコースインしても、その日常的習慣はなかなか解消できないというのが実情のようですね。

レースではカーブへの進入の際、すでに出口を定めていないとそのコーナーリング・ビジョンを描けず、上手くも速くも走れませんが、これを実現するのが「遠い視点距離」です。公道でも、時おりカーブを曲がり切れず膨らんで来る対向車を見かけますが、これらが視点距離の近い例ですね。たとえ先が見えないカーブでも、「こういったカーブの形状になっているかも」という想像力がないと上手に走れないものです。

コーナーリングに限らず直進状態でも、自らを守るための情報収集手段として「視点距離」は重要になります。一般道で、遠くの赤信号に5~6台前のクルマがブレーキを踏んでいるのに、まだまだ加速していく前車を見ると、つい僕はブレーキを強く踏んでしまいます。

「目の前運転」では全くサーキットを走る事ができず、また公道でも安全確保ができないものです。個人差はありますが、レーサーの人たちは一般人より3倍ほど遠くを見たり、またイメージしたりしているようです。「一寸先は闇」、「1分先に起こることを予測できる人はいない」、とか言われますが、せめて目で見えることくらいはしっかり把握して走りたいですね。



サーキットも公道も視点を遠くに置けば、突然の事態に対処しやすい

NPO法人鈴鹿モータースポーツ友の会より資料提供

家庭で楽しい食育レシピ



高野尾風とりめし

材料(2人分)

- 手羽元(または手羽先)……3本
- 鶏もも肉……120g
- 油揚げ……1/3枚
- ゴボウ……1/3本
- にんじん……1/5本
- こいくち醤油……35ml
- 酒……小さじ2
- 米(2合)……300g

作り方

- ① 手羽元を、ふたをせずに沸騰から1時間ほど煮立たせスープを取る。アクは取り除く。
- ② 鶏もも肉は、細かく切る。油揚げは、1cmほどの短いたんざくにする。ゴボウ、にんじんは千切りにする。ゴボウは一度サッと水にさらしザルにあげる。
長くさらすとゴボウの風味が消える
- ③ 鍋に②を入れ、さらに①を手羽元ごと具がひたひたになるまで注ぎ、ひと煮立ちさせてから醤油を入れ、煮汁が少なくなるまでふたをせずに煮る。具の色が濃くなり十分に味がしみ込んだら、具をザルでこし、煮汁と別にする。
煮汁を捨てない!!
- ④ ③の煮汁の残り①の残りを入れ、炊飯器の2合ラインに合わせ、具なしでご飯を炊く。
- ⑤ ご飯が炊けたら具をご飯の上へ均等に並べ酒をふりかけ、もう一度スイッチを入れご飯を炊く。その後混ぜてから、5分ほど蒸らす。

レシピ作成・監修 皇學館大学 駒田聡子 博士(医学) 発行 亀山市教育委員会事務局 生涯学習課

パズル・数独

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？

ルール①

まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

ルール②

タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

(※答えはP.28)

	8						4
2			6	7			5
		4			5	3	
	7						3
	1			5			7
8							2
		9	4			7	
5				8	1		6
3							9

【作者紹介】

株式会社ニコリ

日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなど多種多様なパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。スマホアプリ「スマニコリ」も配信中。

横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン

ハンドサイン!で 意思表示

「まもってくれて
ありがとう運動」
実施中!



とまっ手え〜



～少し手を上げ、おしらせサイン～

三重県警察 日本損害保険協会中部支部 三重県交通対策協議会

いま増えています 社長個人に対する賠償請求

取引先から訴えられた

契約上の義務に違反したことを理由に、取引先から賠償請求を提起された。

例えば

繊維メーカーが取引先への製品供給を停止したところ、契約上の義務に違反して供給を停止したことで損害を被ったとして、取引先から、余分に発生した調達コスト、逸失利益など約3,000万円を求める訴訟を起こされた。

従業員から訴えられた

パワハラなどハラスメントがあったとして役員が慰謝料などの支払を求める損害賠償請求を起こされた。

例えば

飲食店の店長が店員の無銭飲食を疑い、無理やり始末書を書かせたことについて、役員が事情聴取したところ、長時間にわたる事情聴取により精神的苦痛を被ったとして、店長から慰謝料など200万円を求める訴訟を起こされた。

ご家族を守るための選択

会社役員賠償責任補償特約(マネジメントガード)は、役員として行った経営判断やハラスメント等への管理責任を原因として、取引先や従業員などから役員個人が日本国内において賠償責任を問われた場合に、法律上の損害賠償金や弁護士費用などを保険期間中3,000万円を限度にお支払いします。

企業経営者を取り巻く環境は、大きく変化しています。

新型コロナウイルス

事業継続

認知症

事業承継



役員賠償リスク

パワハラ防止法

不当解雇

会社法改正

法人会の「経営者大型総合保障制度」総合型V **Premium** は、大同生命の生命保険とAIG損保の損害保険の組み合わせにより、これからの経営者のリスクに対応したトータル保障を提供します。

これらのそなえ、まとめて 月々14,970円^(※)

- 死亡へのそなえ
- ケガでの後遺障がいへのそなえ
- 役員賠償リスクへのそなえ
- 新型コロナウイルスへのそなえ
- 事業承継へのそなえ

- 事故による死亡へのそなえ ……①死亡保険金+②傷害死亡保険金:6,000万円
(うち大同生命3,000万円/AIG損保3,000万円)
 - 疾病による死亡へのそなえ ……①死亡保険金:3,000万円
 - ケガでの後遺障がいへのそなえ ……②傷害後遺障がい保険金:120~3,000万円
(後遺障がいの程度により)
 - 役員賠償リスクへのそなえ ……③マネジメントガード:3,000万円限度
 - 新型コロナウイルスへのそなえ ……④従業員のPCR検査費用や消毒費用(100万円限度)
 - 事業承継へのそなえ ……④コンサルティング費用(100万円限度)
 - 加入者サービス ……経営者のためのハラスメントホットライン(無料)
- (※) 契約年齢:40歳・男性の月払保険料/保険期間・保険料払込期間:10年(大同生命)、1年(毎年自動更新)(AIG損保)

保険料例(団体月払保険料/男性)

ご契約年齢		35歳	40歳	45歳	50歳
合計保険料		13,260円	14,970円	17,640円	21,780円
①死亡保険金額(主契約のみ)	3,000万円	5,820円	7,530円	10,200円	14,340円
②傷害死亡・傷害後遺障がい保険金額	3,000万円	4,110円	4,110円	4,110円	4,110円
③会社役員賠償責任保険金額	3,000万円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
④事業継続・事業承継相談費用保険金額	100万円	830円	830円	830円	830円

①:大同生命のRタイプ[無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)]…保険期間・保険料払込期間:10年
※保険料は、契約年齢・契約内容等により異なります。

②~④:AIG損保のベーシック傷害保険…保険期間:1年(毎年自動更新)

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償



地震災害の
リスクをガード

法人会の
ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

三重支店

〒514-0036
三重県津市丸の内養生町4-1森永三重ビル2F
TEL.059-226-3911 FAX.059-228-7216
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む

病気やケガの備えに

NEW



NEW/医療保険

EVER Prime

保障が充実。なのに、ムダがない医療保険。

ライフステージの変化に合わせて、その時々で必要な保障を変えられるため、ムダなく、最適な保障を備えていただけます。

■健康祝金ありプラン 入院給付金日額/三大疾病無制限入院給付金日額/通院給付金日額5,000円 外来手術増額特別付き 保険期間:終身

入院	疾病・災害入院給付金	10日以内の場合 一律10日分	11日以上の場合 1日につき	5万円	5,000円
	三大疾病無制限入院給付金	三大疾病 ^(*) で疾病・災害入院給付金の支払限度日数を超える入院をしたとき 1日につき		5,000円	
手術	手術給付金	外来手術(特定手術を除く) 1回につき	入院手術(特定手術を除く) 1回につき	5万円	5万円
		がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術や心臓への開胸術など 1回につき		20万円	
放射線治療	放射線治療給付金	1回につき		5万円	
通院	疾病・災害通院給付金	1日につき		5,000円	
祝金	健康祝金 ^(*)	所定の条件を満たした場合 3年ごとに		2.5万円	

●契約年齢●
0歳～
満85歳まで
※ご契約内容により異なります。



心配な「がん」の備えに

アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in

幅広くまとめて保障するがん保険

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。

■保険期間:終身(治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は10年更新)

治療費に備える	治療	治療給付金 所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療・緩和療養を受けた月ごと 特約給付金額 10万円の場合	10万円(通算600万円まで)	10年更新
	先進医療	がん先進医療給付金 1回につき 先進医療にかかる技術料のうち 自己負担額と同額(通算2,000万円まで) (がん先進医療一時金 上記に加えて、 1年間に1回を限度 15万円)		
治療関連費に備える	診断	一時金として がん	50万円	終身
	特定診断	一時金として	がん	
	複数回診断	1回につき	がん	
	入院	1日につき	5,000円	
	通院	1日につき	5,000円	

ニーズに応じて付加できます。

プラス 三大疾病保険料 払込免除特約 免除事由に該当したとき 以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

(*)がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患 (*2)90歳となる年単位の契約当日の翌日以後は、健康祝金のお支払いはありません。 ※三大疾病保険料払込免除特約のがん(悪性新生物)の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。

月払保険料例 入院給付金支払限度:60日型 保険料払込期間:終身 三大疾病保険料払込免除特約付き 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,645円	3,325円	4,440円	7,085円
女性	2,910円	3,530円	4,260円	6,000円

※健康祝金がない「健康祝金なしプラン」もあります。 ※健康状態によっては、記載の保険料と異なる保険料となる場合があります(保険料が割増となる場合があります)。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。 2021年1月18日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス

特定保険料 払込免除 免除事由に該当したとき 以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

▲上皮内新生物は保障の対象外 ※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。 ※保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。集団扱の待ち期間については「注意喚起情報」をご確認ください。

月払保険料例 解約払戻金なしタイプ 保険料払込期間:終身(治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は10年更新) 特定保険料払込免除特約付き 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,758円	2,343円	3,589円	6,142円
女性	1,788円	2,649円	4,503円	6,121円

※治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の満年齢・保険料率によって決まります。 2021年1月18日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス

●先進医療とは厚生労働大臣が認める医療技術で、対象となる疾患・症状等および実施する医療機関が限定されています。これらは、随時見直され「先進医療」から除外された場合は保障の対象となりません。 ●退職(脱退)後は個別保険料率に変更となります。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。
Aflac アフラック
三重支社 〒514-0074 三重県四日市市鶴の森1-3-23 四日市中央通りビル6F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求はお気軽にどうぞ! アフラック 法人会 検索

No.1 アフラック がん保険・医療保険 保有契約件数
令和元年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度 法人会医療保険制度

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。

社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。

現在、約80万社の会員企業、41都道県に440の会を擁する団体として大きく発揮しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

健全な納税者の団体、よき経営者を目指すものの団体・・・これが法人会です。

- ① 初年度会費無料(年会費3,500円～)
- ② 法人企業に特化した各種保険のご提案《割引制度あり》
- ③ 無料での税務研修会が受けられます。
- ④ 異業種の交流 etc



公益 社団法人 **鈴鹿法人会**
会員募集

事務局の案内

〒513-0802 三重県鈴鹿市飯野寺家町816(商工会議所ビル3F)

TEL.059-383-7561 FAX.059-383-8445

✉ hojinkai@mecha.ne.jp

<http://suzuka-hojinkai.jp>

ご入会の際に必要な「法人会加入申込書」(PDF)がHPからダウンロードできます。

鈴鹿法人会

検索

編集後記

引き続き広報委員長を拝命しました。この一年半は新型コロナウイルス感染症に振り回され大半の法人会活動を中止せざるを得ませんでした。ワクチン接種が始まっていることに期待して一日も早く収束し、経済活動・法人会活動が復活することを願うばかりです。引き続きよろしくお願いたします。

広報委員長 安田克志

7	8	5	①	9	3	2	6	4
2	3	1	6	7	4	9	8	5
6	9	4	8	2	5	3	1	7
9	7	6	2	1	8	5	4	3
4	1	2	3	5	6	8	7	9
8	5	3	7	4	9	6	2	1
1	⑥	9	4	3	2	7	5	8
5	2	7	9	8	1	4	3	6
3	4	8	5	6	7	1	9	2

【答え】7(6+1)

アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を 受託しています。



あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。

 法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

 **Aflac**

〈引受保険会社〉

アフラック

三重支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。



 **大同生命保険株式会社**

三重支社/
三重県四日市市鵜の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F)
TEL 059-352-2046

 **AIG損害保険株式会社**

三重支店/
三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル2F)
TEL 059-226-3911